

答 申 第 72 号  
平成20年11月11日  
(2008年)

西宮市長 様

西宮市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 中 山 正 隆

西宮市情報公開条例第15条第2項の規定  
に基づく諮問について( 答 申 )

平成20年(2008年)8月5日付で諮問のありました事案について、別紙のとおり答申  
します。

# 答 申

## 第1 審査会の結論

「西宮市食肉センター及び西宮市食肉卸売市場指定管理者指定関係書」中、「指定管理者指定申請書」内の、「事業計画書」及び「収支計画書」を「非公開」とした処分を取消し、公開するべきである。

また、食肉センター等指定候補者選定委員会会議録における発言委員名を非公開とした処分は妥当である。

## 第2 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、平成20年4月14日に「食肉センターの指定管理者選定に係る資料」(以下「本件文書」という。)の公開を実施機関、西宮市長に請求したが、平成20年4月28日付けで実施機関から「本件文書」中、「西宮市食肉センター及び西宮市食肉卸売市場指定管理者申請書」内の、「事業計画書」及び「収支計画書」を、食肉センター等指定候補者選定委員会会議録の発言委員名を「非公開」とする決定を受けた。

これに対し、異議申立人は決定を不服とし、平成20年5月26日異議申立てに及んだものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書及び意見書で概要、次のように主張している。

#### (1) 食肉センター指定管理者申請書

実施機関は「部分公開」としているが、法人名以外の重要な部分は公開されておらず、非公開に等しいものである。その理由として、実施機関は「法人の競争上の地位等を害すると認められ、同種事業の公正かつ円滑な執行に支障をきたすおそれがあるため」とし、情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号。以下「情報公開条例」という。)第6条第3号及び第6号に該当すると主張するが、後段に参考資料を添付して説明するとおり、食肉センターは多額の税金を投入している施設であり、運営内容を市民に説明するのは当然である。

#### (2) 食肉センター等指定候補者選定委員会会議録における発言委員名

選定委員会はすでに終了しており、発言委員名を公開しても、意思決定に影響を与えるものではない。また、発言内容も、委員として当然ものばかりであり、

発言委員名を公開しても、個人に圧力がかけられる等の恐れは皆無である。

(3) 選定委員会で審議された仕様書及び審査会資料

実施機関は公開したと主張しているようであるが、当然審議されたはずである金額に関する文書が一切公開されていない。全ての文書を公開しなければ、公開したとは言えないのではないか。

(4) よって、上記の非公開理由は、情報公開条例の解釈を誤ったものであるため、非公開の処分を取消し、公開することを求める。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、「本件文書」を「非公開」とした処分について、処分理由説明書及び口頭での意見聴取において概要、次のように主張している。

#### 1 経過

- (1) 平成20年4月14日、申立人は実施機関、西宮市長に対して、情報公開条例第5条の規定に基づき、「本件文書」の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、「本件文書」を「非公開」とする処分決定を行い、平成20年4月28日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 平成20年5月26日、申立人は、本件処分を不服として、情報公開条例第15条第1項の規定に基づき本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

#### 2 本件処分の理由等

- (1) 指定管理者指定申請書の提案内容については、本市固有の提案事項だけでなく、他の募集においても、汎用性のある内容が多く含まれており、これを公開すれば、提案書づくり（内容、構成、見せ方等）のノウハウを蓄積してきた事業者の提案競争力を低下させることになり、事業者に不利益を与えるものと考えられ、情報公開条例第6条第3号の「法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」に該当すると考える。

また、本市のコンペに応募すれば、公文書公開により提案づくりのノウハウが流出することになるため、事業者が本市への提案を回避し、最適な提案を選定できない事態につながるだけでなく、その他の事業の提案にも支障をきたす恐れがあると考えられる。また、食肉センターの事業内容は特殊なものであるため他の事業に影響を及ぼすものでないとして不服申立人は主張するが、食肉センターの今回の指定管理者制は非公募で1社の申請であるが、非公募の募集形態を継続することは決定されておらず、公募が望ましいとの市の基本方針からすれば、今後は複

数の申請が想定される。よって、情報公開条例第6条第6号の「当該事務事業又はこれと同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの」に該当すると考える。

- (2) 食肉センター等指定候補者選定委員会会議録における発言委員名は、選定委員会が終了したとしても、その選定経過ならびに発言内容に対して選定委員に問い合わせや内容確認が行われることも予想される。そうした場合には結果として選定委員に精神的な圧力が加えられることとなり、選定委員への就任や委員会の率直な意見の交換に支障をきたし、公平な意思決定が損なわれるおそれがあると考えられる。
- (3) 選定委員会で審議された仕様書及び審査会資料は大部分を公開しており、指定管理者申請書と同様の内容であるので非公開とした。
- (4) よって、「本件文書」の一部を非公開とした処分は妥当であると考ええる。

#### 第4 審査会の判断

本件請求に関わる異議申立てについての本審査会の判断は、以下のとおりである。

##### 1 本件対象公文書

本件審査で対象とする公文書は、第2-1に記載した「本件文書」である。

##### 2 非公開の決定に対する検討と判断

本審査会では、「本件文書」の公開されていない部分について、異議申立て理由にそった検討を行った。

##### (1) 食肉センター指定管理者申請書

情報公開条例第6条第3号の該当性

「食肉センター指定管理者申請書」は、実施機関が作成した業務仕様書にそって、事業者が指定管理者の指定を受けるために作成した文書であって、「公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」を記載する項目がないため、情報公開条例第6条第3号に該当する情報は含まれていないと判断する。

情報公開条例第6条第6号の該当性

実施機関は、「事業者が本市への提案を回避し、最適な提案を選定できない事態につながるだけでなく、その他の事業の提案にも支障をきたす恐れがある。」と主張しているが、そもそも事業者が応募するにあたって、本件文書は公開されるのが当然の前提として提出しているものと考えられ、かつ、実施機関が事

業者に配布した「食肉センター等の指定管理業務内容書《17 - (4)》」には、「提出された書類等は公文書に該当し、公開請求の対象となり、公表することがあります。」と記載されており、事業者は公開されることを前提に提出していることは明らかで、「当該事務事業又はこれと同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれ」には該当しないと判断する。

(2) 食肉センター等指定候補者選定委員会会議録における発言委員名

市の決定可否を判定する会議では、各委員の活発な意見交換を経て、最終的な結論が出されるものである。食肉センター等指定候補者選定委員会も同様の指定管理者の可否を判定する会議であるところ、各委員の発言が発言者名を付して公開されることとなると、その後の影響に配慮して、発言を控えたり、慎重になるなど、率直かつ活発な意見交換に支障を来し、結果として公平な意思決定が阻害されるおそれがあるため、情報公開条例第6条第6号を適用し、発言委員名を非公開とする決定はやむを得ないと判断する。

(3) 選定委員会で審議された仕様書及び審査会資料

本審査会では、実施機関の意見を聴取し、「選定委員会で審議された仕様書及び審査会資料」が本件文書の中で公開されたことを確認した。なお、非公開部分については、第4 - (1)及び(2)で判断したとおりである。

## 第5 結 論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のように答申する。  
なお、審査の経過は別紙のとおりである。

## 別紙

## 審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成20年8月5日		諮問書を受領
平成20年8月26日	第150回審査会	実施機関から意見聴取
平成20年9月17日		異議申立人の意見書を受領
平成20年9月29日	第151回審査会	異議申立人の意見聴取
平成20年10月27日	第152回審査会	答申案の検討審議
平成20年11月11日		答 申